

# 目 次

1. 設置の趣旨及び必要性	p. 1
2. 学部・学科等の特色	p. 2
3. 学部・学科等の名称及び学位の名称	p. 3
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	p. 3
5. 教員組織の編成の考え方及び特色	p. 7
6. 教育方法, 履修指導方法及び卒業要件	p. 8
7. 施設, 設備等の整備計画	p. 10
8. 入学者選抜の概要	p. 12
9. 取得可能な資格	p. 13
10. 実習の具体的計画	p. 13
11. 学外実習を実施する場合の具体的計画	p. 15
12. 管理運営	p. 16
13. 自己点検・評価	p. 18
14. 情報の公表	p. 19
15. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	p. 19
16. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	p. 20

## スポーツマネジメント学部 設置の趣旨等を記した書類

### 1. 設置の趣旨及び必要性

#### (1) 沿革

尚美学園大学は、平成 12 年に尚美学園短期大学の 4 学科を継承、改組転換し、埼玉県川越市下松原に上福岡キャンパス（芸術情報学部情報表現学科、音楽表現学科）、同市豊田本（現在は豊田町）に川越キャンパス（総合政策学部総合政策学科）を設け、2 学部 3 学科からなる 4 年制大学として開学した。平成 19 年には、総合政策学部ライフマネジメント学科を増設、平成 25 年には、芸術情報学部の上福岡キャンパスを総合政策学部の川越キャンパスに統合した。平成 27 年には、芸術情報学部音楽応用学科及び舞台表現学科を増設し、現在は 2 学部 6 学科で教育研究活動を行っている。

#### (2) 設置の趣旨及び必要性

現代におけるスポーツの価値は、競技スポーツの枠組みに留まることなく、その可能性は大きく広がっている。これを象徴するように、平成 23 年にスポーツ基本法が制定され、翌年にはスポーツ基本計画が策定されている。平成 29 年には第 2 期スポーツ基本計画として、「する」・「みる」・「ささえる」スポーツ参画人口の拡大、スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現、国際競技力の向上等の方針が示され、スポーツに係る幅広い分野の発展に益々期待がかかるところである。そして、スポーツに内在している価値・力を引き出すことができる人材育成についても期待が寄せられている。従って、本学において新たにスポーツマネジメント学部を設置することは、これからのスポーツを通じた様々な分野の発展及びそれを牽引していく人材の養成に大きな貢献を果たすことができるものである。

本学は現在、芸術情報学部、総合政策学部の 2 学部を設置している。総合政策学部は、総合政策学科とライフマネジメント学科の 2 学科で構成し、ライフマネジメント学科には既にスポーツコースを設置しており、文化政策を含む生涯学習の範疇として、スポーツに関わる領域・分野について修学できる体制を整備している。しかしながら、先述のとおり、スポーツの価値が多岐にわたり、従前の枠組みの中だけでは、スポーツの価値・力を引き出すことができる人材育成に充分に対応出来ているとは言い難い。より幅広い領域・分野との連携を強化し、多角的な学びを実践するためには、既存の学科及びコースを独立させ、新たにスポーツマネジメント学部を設置する必要がある。芸術情報学部、総合政策学部、スポーツマネジメント学部の 3 つの学部の連携、協力により、他大学にはない多様性のある教育を実践することができる。このような背景から、より専門性が高く、様々な観点からスポーツの価値を理解し、それをマネージャーや指導者等といった立場で実践できる人材を養成するために、本学においてスポーツマネジメント学部を新たに設置することは、必然的なものである。

#### (3) 教育研究上の目的及び養成する人材

尚美学園大学スポーツマネジメント学部では、マネジメントの視点から、スポーツにおける多様な価値を実践的、論理的に追求する教育研究を行うことを目的としている。また、多角的な視点からスポーツに対する理解を深め、現代社会における多様な課題を探求、解決できる人材を育成することを目標としている。

これらを実現するために、本教育課程では、マネジメントの土台となる基礎的な知識の修得のため、経済学、社会学、法学等の基礎科目を設置している。更にスポーツマネジメントに特化した専門科目群においては、ビジネス・産業及び健康・科学の2つの領域に分類し、その中で基本科目から展開科目へ、学生が段階的に学びを進められるよう、体系的に整備をしている。

ビジネス・産業の領域では、スポーツマネジメント論、スポーツビジネス論、まちづくり政策論、マーケティング論等を基本科目として学んだ後、スポーツマネジメント実習、スポーツビジネスプランニング演習、スポーツとまちづくり、スポーツマーケティング演習等の展開科目を通して専門性を高め、スポーツマネジメントの理論を実践的に活用する能力を身につける。これらの体系的な学びを通し、クラブチーム、スポーツ施設の運営・マネージャーや地域スポーツ振興の場面で活躍できる人材を養成する。加えて、近年では、スポーツとエンタテインメントとの融合によるスポーツのイベント化といった動きもみられる。これに対応して、音楽表現、情報表現、舞台表現といった芸術の専門領域を取り扱っている本学芸術情報学部との連携により、スポーツイベント概論や各演習科目を配置し、スポーツを多角的に学ぶことができる体制を整えている。

健康・科学の領域では、スポーツ指導者の基本となるスポーツ実技に関するスキルを身につける必要性から、様々な実技・実習科目を揃えている。更に、現代スポーツ概論、トレーニング論、コーチング論、スポーツ生理学等理論系基本科目により、スポーツ科学や健康科学に関する確かな知識を身につけるとともに、バイオメカニクス、スポーツデータ解析、各演習科目等の展開科目により、応用科学の知識・理論の深化、指導スキルの向上を図り、指導者としての専門性を高めていく。これらの体系的な学びを通して、全ての年代、全てのスポーツ参加者に適切で効果的な指導ができる人材を養成する。

#### (4) 組織として研究対象とする中心的な学問分野

スポーツマネジメント学部が研究対象とする中心的学問分野は体育分野である。スポーツの価値の認識を深めるのは勿論のこと、更にその価値を向上させ、新たな創造をしていくために、経済、経営、社会、情報、芸術、教育等の領域と関連させながら研究を推進していく。また、マーケティング活動により、常に最新の情報収集を行い、各産業を取り巻く市場環境の変化に対応した教育研究を行う。

## 2. 学部・学科等の特色

本学における学部学科の特色の一つとして、スポーツを様々な領域・分野から捉え、スポーツをマネジメントしていく知識・理論を学べる点がある。例えば、経済的視点からスポーツをマネジメントすることは、スポーツチームのフロントスタッフやスポーツメーカー等で活躍できる人材育成につながり、教育的視点からスポーツをマネジメントしていくことは、保健体育教師やジュニアスポーツ指導員等、スポーツの指導者として活躍できる人材を育成することに繋がる。広く異分野と協働・連携することで、学生一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、目標とする場面で十分に力を発揮できる教育を実践していく。これを実現するために、講義だけでなく演習や実習形式の授業科目を積極的に取り入れていく。特に、全ての学生に対して、3年次にスポーツに関連した企業や団体での就業体験を行わせる「スポーツマネジメント実習」を教育課程に設けている点は、スポーツマネジメントについて、実践的かつ実用的な知識・技能の修得を図る上で極めて有意義といえる。

本学は現在、スポーツマネジメント学部の他に、芸術情報学部は情報表現学科、音楽表現学科、音楽応用学科、舞台表現学科の4学科、総合政策学部は総合政策学科を設置しており、芸術・情報関連分野や公共政策に係る分野について、学部を設置している点は本学の特色の一つである。近年では、スポーツのエンタテインメント化が進み、大会時の会場設営や音響効果、映像効果等芸術・情報関連分野との連携が必須である場面が多い。また、地域スポーツの振興・発展を促すには、公共政策領域との連携は不可欠である。本学では、芸術情報学部、総合政策学部、スポーツマネジメント学部の3つの学部の連携、協力により、他大学にはない多様性に富んだ教育を実践することを可能としている。

### 3. 学部・学科等の名称及び学位の名称

#### (1) 学部・学科の名称

本学における新学部及び新学科の名称は、スポーツマネジメント学部スポーツマネジメント学科とする。なお、英語表記は国際的な通用性を考慮し、“Faculty of Sport Management, Department of Sport Management”とする。

#### (2) 学位の名称

学位の名称は、学士（スポーツマネジメント）とする。英語表記は、“Bachelor of Sport Management”とする。

### 4. 教育課程の編成の考え方及び特色

#### (1) 教育課程の編成の考え方

本学は現在、芸術情報学部と総合政策学部の2学部を擁し、スポーツマネジメント学部の設置後は3学部体制となる。全学部に通ずる科目として、幅広く学術の基礎を学び、豊かな人間性を育むことを目的とした科目群を「教養科目」として設置する。スポーツマネジメント学部の教育課程としては、学科専門科目にマネジメントの土台作りを目的とした「基礎科目」を設置し、更にスポーツマネジメントに特化した科目群を「ビジネス・産業」及び「健康・科学」の2つの領域に分け、学生の興味・関心のある分野について、「スポーツマネジメント基本科目」から「スポーツマネジメント展開科目」へ段階的な学びを進められるように体制を整えている。加えて、周辺領域・分野の学びの強化を目的として、学部・学科の枠組みを越え、学生に幅広い教育を行うため、一定の上限内で履修が可能となる「学部間自由選択科目」も設置している。

基本的な履修体系としては、1・2年次に「教養科目」及び学科専門科目である「基礎科目」、「スポーツマネジメント基本科目」の科目群から履修し、3・4年次に「スポーツマネジメント展開科目」を履修することによって、学生が将来を見据えた目的意識を持ち、主体的に学びを推し進められるようにカリキュラムを整備している。なお、3・4年次における学科専門科目には講義だけでなく、演習・実習を多く取り入れ、1・2年次で学んだ基本的理論を発展させ、実学としてのスポーツマネジメントを学べる体制をとっている。

	学部名	芸術情報				総合政策	スポーツマネジメント (届出中)	履修年次
	学科名	情報表現	音楽表現	音楽応用	舞台表現	総合政策	スポーツ マネジメント	
科目分類	学部専門科目	学科専門 科目	学科専門 科目	学科専門 科目	学科専門 科目	学科専門 科目	学科専門 科目	4年次
		学部共通科目				関連科目	関連科目	↑
	教養科目	教養科目						1年次

スポーツマネジメント学部においては、学科専門科目が教育課程編成の上で中心となる。

「ビジネス・産業」の領域では、スポーツマネジメント論、スポーツビジネス論、コミュニティスポーツ論、マーケティング論等を基本科目として学んだ後、スポーツマーケティング論、スポーツツーリズム、スポーツ産業論等の展開科目を通して専門性を高める。加えて、近年では、スポーツとエンタテインメントとの融合によるスポーツのイベント化といった動きもみられる。これに対応して、音楽表現、情報表現、舞台表現といった芸術の専門領域を取り扱っている本学芸術情報学部との連携により、スポーツイベント概論や各演習科目を配置し、スポーツを多角的に学ぶことができる体制を整えている。

「健康・科学」の領域では、スポーツ指導者の基本となるスポーツ実技に関するスキルを身につける必要性から、スポーツ方法・体づくり、陸上、球技、水泳等の実技・実習科目を揃えている。更に、現代スポーツ概論、トレーニング論、コーチング論、スポーツ生理学等理論系基本科目により、スポーツ科学や健康科学に関する確かな知識を身につける。また、バイオメカニクス、スポーツデータ解析、各演習科目等の展開科目により、応用科学の知識・理論の深化、指導スキルの向上を図り、指導者としての専門性を高めていく。これらの体系的な学びを通して、全ての年代、全てのスポーツ参加者に適切で効果的な指導方法を学ぶことができる体制を整えている。

## (2) 教育課程の特色

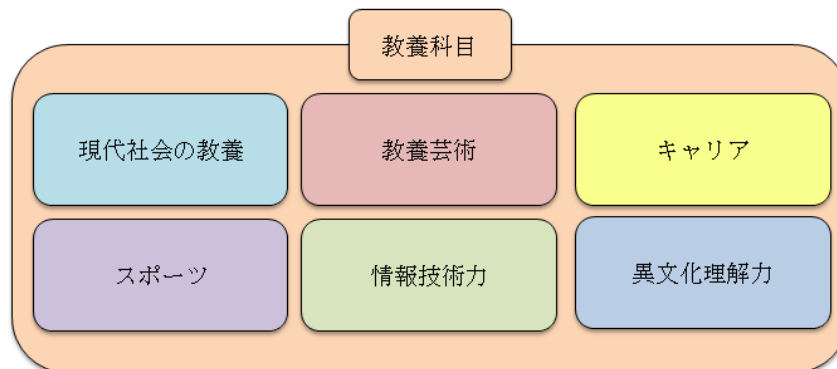
### ① 教養科目

教養科目は、豊かな教養と広い識見を養うとともに、専門教育やキャリア教育との関係に重点を置いた総合的なカリキュラムである。1・2年次において所定の単位履修を推奨としているが、4年間に亘って広く学び、学生の可能性を最大限に引き出せる体制となっている。

スポーツマネジメントの学部・学科を設置している他大学と比較するとき、全学共通の教養科目、とりわけ芸術分野の科目群が充実していることは、本学の特色として挙げることができる。近年のスポーツイベントやスポーツエンタテインメントの場面においては、音響効果、映像効果等、芸術・情報関連の分野との連携が必要となっている。このような社会的な需要にも対応する上で、音響・舞台芸術・エンタテインメント作成等のイベント関連系科目を基礎教養として学べる機会を設けている。

本学においては、教養科目を「現代社会の教養 (17 科目)」、「スポーツ (6 科目)」、「教養芸術 (6 科目)」、「情報技術力 (6 科目)」、「キャリア (6 科目)」、「異文化理解力 (21 科目)」の科目群に分類している。その全ての科目群において、学生自らが選択し履修することで、バランスのとれた教養を身につけることができる。これは、教養教育に関する中央教育審議会答申等

の指摘に応えるものであると同時に、生涯学習の基礎ともなる。



◆現代社会の教養

政治・経済は元より、国際化・IT化社会の現状、ジャーナリズムや著作権等、多様化した現代社会の事象に関する洞察力・解析力を養うとともに、多様な文化と人間の関りを学ぶ科目群である。

◆スポーツ

生涯スポーツの理解、健康増進、スポーツ実技を通じたコミュニケーション能力の向上及び豊かな人間性を育むことを目的とした科目群である。

◆教養芸術

伝統的な音楽・美術を学び感性を養うとともに、現代の芸術やエンタテインメントについて、広く理解を深める科目群である。

◆情報技術力

IT時代及びより高度な情報技術社会に生活していくためのコンピュータの基本的操作法、プログラミング、メディアリテラシー等を学び、情報科学について知識を深める科目群である。

◆キャリア

現代社会を生きる「人間力」を養うとともに、社会人として身につけるべきコミュニケーション能力、将来設計に関する科目群である。

◆異文化理解力

国際社会を生き抜くため、英語、中国語、韓国語の語学修得、コミュニケーション能力の向上及び諸外国の文化について学ぶ科目群である。

② 学科専門科目

スポーツマネジメント学部における学科専門科目は、マネジメントの土台となる基礎知識の習得を目的とした基礎科目、ビジネス・産業と健康・科学の2つの領域に分け、それぞれに基本科目と展開科目を設置した5つの区分に分けられている。ビジネス産業領域においては、主

に、クラブチームやスポーツ施設の運営・マネージャーとして活躍できる人材の育成を主眼に置いた科目を設置している。健康・科学領域には、特に、スポーツ参加者に適切で効果的な指導ができる人材養成を目的とした科目を設置している。また、本学の特色の一つである実践科目を据え、現場体験型学習を通じて、スポーツマネジメントを学べる体制を整備している。

区分	1年	2年	3年	4年
基礎科目	←→			
スポーツマネジメント基本科目	←→			
スポーツマネジメント展開科目		←→		
実技・実習科目	←→			
キャリア	←→			
ゼミナール			←→	

#### ◆基礎科目

経済学、社会学、法学、政治学等、スポーツマネジメントを学んでいくために必要な基盤作りを目的とした科目群である。学生が将来希望する職種に合わせて、経済学と社会学、あるいは法学と政治学等の異分野との組み合わせを考えて履修することを推奨している。また、文章表現を必修とし、レポートや卒業論文、将来のために必要な正しい日本語を学ぶ。

#### ◆スポーツマネジメント基本科目

スポーツマネジメント基本科目においては、基本的な知識習得を目的とし、主に理論を学ぶ科目を設置する。ビジネス・産業の領域では、スポーツマネジメント論、スポーツビジネス論、コミュニティスポーツ論、マーケティング論等を設置している。また、昨今のスポーツのイベント化・エンタテインメント化に対応して、音楽表現、情報表現、舞台表現といった芸術の専門領域を取り扱っている本学芸術情報学部との連携により、スポーツイベント概論等も整備している。健康・科学領域では、現代スポーツ概論、トレーニング論、コーチング論、スポーツ生理等を設置している。これら基本科目群からは、ビジネス・産業領域から必修であるスポーツマネジメント論を含め8単位以上、健康・科学領域から必修である現代スポーツ概論を含め8単位以上を履修することとしている。両領域に跨がった履修を必修とするのは、本学部の理念である多角的な視点からスポーツに対する理解を深め、現代社会における多様な課題を探索、解決できる人材の育成を踏まえている。

#### ◆スポーツマネジメント展開科目

スポーツマネジメント展開科目では、基本科目で学んだ基本理論を更に深める。ビジネス・産業領域では、スポーツマーケティング論、スポーツツーリズム、スポーツ産業論等があり、健康・科学領域では、バイオメカニクス、スポーツデータ解析等を設置している。また、両領域とも演習・実習科目を置き、実践を通して学生一人ひとりの専門性をより習熟させる。特に、現場体験型学習として、スポーツマネジメント実習を3年次の必修科目として、全学生が履修し、短期のインターンシップ形式でスポーツ業界の社会体験を積む。

#### ◆実技・実習科目

体育・スポーツ指導者の養成を主な目的として、体づくり、陸上、器械運動、水泳、武道、ダンス、球技の科目をそれぞれ置く。また、野外教育の実習として、夏季に野外実習、冬季に雪上実習を行う。

#### ◆キャリア

教養科目のキャリア科目とは別に、学科専門科目として教員養成に特化した教職キャリアデザインを置く。

#### ◆ゼミナール

各学生の専門性と学びの強化を目的として、ゼミナール科目を必修科目として設置する。1年次では、スポーツマネジメント学部の教育内容を理解するとともに、大学で自律的に学ぶことを見通し、基本的な学び方を修得する目的で、基礎演習を置く。2年次では、スポーツマネジメントに関する課題を見つけ、自らが獲得すべき資質や専門性を理解し、3年次からのゼミナール配属に備える授業として、プレゼミを置く。3年次より、高い専門性と総合的視点による研究を主眼とし、各科目の学修で獲得した知識・技法を用い、卒業研究につながる授業として、総合演習を置く。4年次では、4年間の学びの集大成として卒業研究を置く。

#### ③ 学部間自由選択科目

本学はスポーツマネジメント学部の他に、総合政策学部と芸術情報学部を有している。この利点を活かし、一定の上限内で、所属学部以外の専門科目も選択できることとし、学生の学ぶ意欲を尊重した柔軟な履修体制をとる。これによって周辺領域・分野の学びを強化し、学生に幅広い教育を行う。

## 5. 教員組織の編成の考え方及び特色

### (1) 教員組織の編成の考え方

教員組織については、設置の趣旨、教育課程の教育内容・方法を円滑かつ効果的に実施するに相応しい数と質の教員を配置する。スポーツマネジメント学科の専任教員は、教授7名・准教授3名・講師4名、計14名である。その内、博士号取得者は、経営管理で1名、経済学で1名、体育科学で1名、スポーツ科学で1名である。なお、修士号取得者は、体育学で2名、法学で1名、教育学で2名、スポーツ科学で2名、文化科学で1名である。他2名については、スポーツジャーナリズムの実務経験及び実績が豊富である教員と語学教育を専門とする教員を配置している。なお、教員組織を更に発展させ、大学研究機関としての機能をより強固にしていくため、学科開設後の教員の研究活動及び学位取得についても積極的な支援を行っていく方針である。

教員の配置については、学科専門科目の必修及び中核的科目には全て専任教員を充てており、基礎から応用・発展に至る過程を総合的に指導できる体制を整えている。しかしながら、専任教員当たりの担当科目数は必然的に多くなってしまうことから、演習科目や展開的内容の科目に関しては、専任教員の他、各分野の専門家を兼任教員として配置する。これにより、専任教員の過重な負担を減らすとともに、授業内容の充実、学生への適切な指導を行うことができる。また、

学生の卒業後の進路を考慮し、キャリア教育に係る教員を配置するとともに、教養科目に対応する教員も多数確保しており、生涯学習教育に関しても十分な体制を整えている。

## (2) 教員組織の特色

本学では、「ビジネス」、「情報」、「文化」、「芸術」等の分野をビジネス・産業領域とし、「競技スポーツ」、「ウェルネス」、「教育」、「地域・公共」等の分野を健康・科学領域として、2つの領域に大別している。これらの分野・領域に精通した専門家を配置し、修士以上の学位取得者もスポーツ・体育の分野に留まらず、経済学や法学、教育学等多方面に亘っている。このように幅広い分野に亘って専任教員を配置し、学生一人ひとりの興味・関心を十分に引き出せる体制を整えている点は、本学における教員組織の特色の一つと言える。また、本学は、総合政策学部と芸術情報学部を有しており、「総合政策」、「政治・経済」、「情報科学」、「舞台芸術」等、様々な分野に跨がって、専門性の高い教員を有している。これらの教員を兼任教員として、配置することで、スポーツをマネジメントしていく異分野・他領域と深く連携・協働していくことが可能である点も本学の独自のものである。

専任教員の年齢構成は、30歳代が3名、40歳代が5名、50歳代が1名、60歳代が5名である。充実した教育を行うには実績と経験の豊富な教員が必要不可欠であり、長期に亘って研究成果を蓄積し教育へと還元していくには、若く優秀な教員も必要である。更に、その両方をバランス良く兼ね備えた中間層の教員が支柱となっていくことで、高等教育・研究機関としての役割が十分に発揮される。従って、本学における専任教員の年齢構成は、教育研究の水準維持向上及び活性化が促進されるものである。なお、本学の専任教員の定年は、「専任教員勤務規程」により65歳であるが、本学の定年を超えて任用する教員については、「専任教員の定年に関する特別規程」を適用し対応する。【資料1】

## 6. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

### (1) 教育方法、履修指導方法

座学によって学修の基礎となる確かな理論・知識を身につけさせる講義科目と講義科目から身に付いた能力を実際に発揮する場として、演習科目と実習科目から、スポーツマネジメントに関して教育を実践していく。学生一人ひとりに対して、十分な教育ができるように、講義形式による理論・知識系の授業科目においては、50～100人程度の学生数を基本として授業を展開する。また、演習科目による講義と実習を組み合わせた科目においては、20～40人程度の学生数を基本として授業を行う。なお、実習形式の授業科目については、内容に応じ適宜学生数の設定を行う。

各科目における配当年次については、基礎から応用、発展へと段階的に学べる履修モデルに配慮しつつ、講義と演習・実習の割合や組合せを考慮している。また、ゼミナールでの卒業研究や就職までの一連の流れを考えた配当としている。特に、キャリア教育に関しては入学年次より開始し、社会人としての常識や基礎的なマナーを身につけさせるとともに、卒業後の進路に関しても早期から学生に考えさせる時間を多く設ける等、大学として支援体制を整備している。

履修指導に関しては、毎学期の授業開始直前のオリエンテーションにおいて教務委員会が詳細な履修説明を行うとともに、Web シラバスを公開し、学生が主体的にアクセス及び選択できる環境を整え、クラス単位で教員をアドバイザーとして配置し細かな指導を行う。その他、成績評価には GPA 制度を採用しており、学生自身が学習成果を確かめ易いだけでなく、学習意欲の向上、

計画的な履修にも繋がる。

## (2) 卒業要件

スポーツマネジメント学部スポーツマネジメント学科の卒業要件は、①教養科目 30 単位以上（「現代社会の教養」から 8 単位以上、「スポーツ」から 2 単位以上、「教養芸術」から 4 単位以上、「情報技術力」から 4 単位以上、「キャリア」から 4 単位以上、「異文化理解力」から 8 単位以上）、②学部専門科目 82 単位以上（スポーツマネジメント基本科目「ビジネス・産業」から必修 2 単位を含む 8 単位以上、スポーツマネジメント基本科目「健康・科学」から必修 2 単位を含む 8 単位以上。その他必修 18 単位）、③学部間自由選択科目 12 単位以内という条件のもと、本学部学科に 4 年以上在学し、124 単位以上を修得した者について、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

養成する具体的な人材像に対応した履修モデルを別途添付する。【資料 2】

## (3) 履修科目の年間登録上限等

本学では、1 年間を春学期（4～9 月）と秋学期（10～3 月）の 2 学期に分け、学期毎に単位認定と時間割の組替えが可能なセメスター制を採用している。1 学期の履修登録上限は 22 単位、年間 44 単位である。なお、GPA に基づいた成績の上位者には、さらなる学修意欲の喚起を促す目的で、1 学期あたり 4 単位まで上限を超えて追加で履修ができるものとしている。セメスター制により履修の自由度が高まるため、各々が志向に合ったカリキュラムを組むことができることに加え、短期間で効率よく学修することが可能となり、半年毎に自らの成績を確認することもできる。他大学または短期大学における授業科目の履修等については、本学が教育上有益と認める場合に、他大学または短期大学と協議の上、履修を可能とする。修得した単位は、教授会の議に基づいて、60 単位を上限として卒業要件単位として認定される。

## 7. 施設、設備等の整備計画

### (a) 校地、運動場の整備計画

本学は、埼玉県川越市豊田町 1-1-1 にキャンパスを設置し、校地等面積は 118,799.00 m<sup>2</sup> (うち、運動場用地 27,290.96 m<sup>2</sup>) である。最寄り駅からキャンパスまでは直通のスクールバスを運行しており、東武東上線、JR 線川越駅より約 10 分、西武新宿線本川越駅より約 15 分でアクセスできる。

校舎は、本部棟、メディアセンター棟、研究室棟、教室棟 (東・西・南・北・中央エリア)、造形工房、パフォーマンスアーツ・シアター、舞台表現棟、2000年記念館 (体育館兼講堂)、尚美求道館道場 (武道場)、学友ハウス、カフェテリア棟、尚美パストラルホール (音楽ホール) がある。教室棟は、エントランスを中心としたシンメトリーな構造を取り入れた現代的な建築であり、その鮮やかな色使いにより学生は常に新鮮な気持ちで授業に臨むことができる。

屋外運動場用地は計 27,290.96 m<sup>2</sup>あり、人工芝サッカー場、人工芝フットサル場、天然芝野球場、全天候型テニスコート (2 面)、全天候型 200mトラック、低鉄棒を備えている。

学生が集える空間として敷地中央に広場 (グランフォーラム) を設け、周辺に芝生や池を廻らせている。その他、木々で囲まれた緑地にパーゴラや構内各所にベンチを設け、学生が寛げる場所を確保している。



### (b) 校舎等施設の整備計画

スポーツマネジメント学部スポーツマネジメント学科では、これまでのライフマネジメント学科で使用していた教室に機材等を充実させ、専門教育を行うための教室を整備する。

講義科目は、教室棟東・北・中央エリアに配置している講義室を使用する。講義室には、400人収容の階段教室であるオーディトリウム2室、210人収容の教室6室、100人収容の教室6室、60人収容の教室4室、40人収容の教室6室、25人収容の教室8室、学内LAN設備を完備した120人収容の教室2室、80人収容の教室4室、50人収容の教室4室、45人収容の教室1室があり、プロジェクターやAV機器等を設置している。

演習科目は、屋内体育施設である2000年記念館 (講堂兼体育館)、尚美求道館道場 (武道場)、トレーニングルーム、パフォーマンスアーツ・スタジオ (演習室兼ダンススタジオ)、音響・映像スタジオを演習室として使用する。また、発表の場としてパフォーマンスアーツ・シアター、尚美パストラルホールも利用できる他、屋外体育施設として人工芝サッカー場、人工芝フットサル場、天然芝野球場、全天候型テニスコート (2面)、全天候型200mトラック、低鉄棒を使用する。

他学科と共用する教室等は充足しており、参考として平成31年度時間割を別途添付する。【資料3】

上記以外に屋内の学生の休息場所として、教室棟各階には自習スペース及び自習コーナー等を設けている他、学生ラウンジ、アトリウム、カフェテリア、メディアセンターリラックゾーン等、学生の集まる場所には学内 LAN に接続できる環境を備え、コミュニケーションの場として広く利用されている。

専任教員の研究室は、約 23 m<sup>2</sup> 46 室、約 30 m<sup>2</sup> 52 室、全 98 室あり、専任教員数に対し十分な部屋を整備している。

#### (c) 図書等の資料及び図書館の整備計画

##### ① 図書、学術雑誌の整備

本学は、図書館施設として「メディアセンター」を設置しており、平成 31 年 3 月 31 日現在、和書 135,523 冊（楽譜 7,028 冊含む）、洋書 32,407（楽譜 13,975 冊含む）、合計 167,930 冊を所蔵している。その他に学術雑誌 897 種類（和雑誌 752 種類、洋雑誌 145 種類）、視聴覚資料 35,265 点を揃えている。

教育研究分野の専門図書及び学術雑誌を揃える他、授業内容に付随する教養分野の資料、学生の人間形成、将来設計等に役立つ資料を充実させている。選書については、学内選書基準に則り、適切に行っている。

完成年度までの資料の整備計画冊数は、図書総数 175,423 冊、視聴覚資料総数 37,197 点である。本学部学科は、既存のライフマネジメント学科が利用している資料の蓄積を活用するとともに、更に広域の領域・分野との連携を強化し、多角的な学びを实践させるために、教育目的に則した資料の充実を計画している。

関連する学術雑誌等の主なタイトルは、以下の通りである。

「Journal of sport management」(Human Kinetics Publishers)、「体育史研究」(日本体育史学会)、「バイオメカニクス研究」(日本バイオメカニクス学会)、「子どもと発育発達」(日本発育発達学会)、「体力科学」(日本体力医学会)、「体育学研究」(日本体育学会)、「スポーツ産業学研究」(日本スポーツ産業学会)、「スポーツ社会学研究」(日本スポーツ社会学会)

##### ② デジタルデータベース、電子ジャーナルの整備

メディアセンターが提供しているデジタルデータベースはジャパン・ナレッジ Lib (ネットアドバンス)、TKC ローライブラリー (TKC)、日経テレコン (日経メディアマーケティング)、ヨミダス文書館 (読売新聞)、聞蔵Ⅱビジュアル (朝日新聞) 等、12 件を整備している。

電子ジャーナルについては、大学図書館コンソーシアム連合 (JUSTICE) に加盟しており、14 タイトルを整備している。

##### ③ 図書館の施設整備

メディアセンターの閲覧席は、テーブルに電源、LAN 等を備えた席を含め 212 席ある。また、ソファ等の席が 86 席、情報検索用として PC 端末を備える席が 8 席あり、総座席数は 306 席である。AV (視聴覚) コーナーには、1 人～5 人のそれぞれのサイズに合わせて 36 ブース 72 席を設置している。この他、グループで視聴覚資料を見ながら打合せができる環境を備えてい

るグループ学習室 1 室、稼動椅子を備え授業を中心として使用しているグループ学習室 1 室があり、アクティブラーニング空間として利用できるよう機器及び無線 LAN を整備している。どちらも最大 30 人での利用ができる。

#### ④ 他大学図書館との協力

私立大学図書館協会及び SALA（埼玉県大学・短期大学図書館協議会）に加盟し、本学に未収集資料の複写や現物貸借等、相互協力に取り組んでいる。特に SALA は、参加 46 機関との間で SALA 共通閲覧証による手続きの簡略化を行っており、利用しやすい環境が整っている。

## 8. 入学者選抜の概要

スポーツマネジメント学部は、多角的な視点からスポーツに対する理解を深め、現代社会における多様な課題を探究、解決できる人材を養成することを目的としている。この目的を達成すべく、本学の建学の精神「智と愛」をもとに、高い教養（叡智）と社会貢献（他者に対する慈愛）への志をもった人を入学者として受け入れていく。また、スポーツマネジメント各分野の学修に強い意欲をもつと同時に、本学での学びを通じて広範な知識を身につけ、スポーツを通して心豊かな社会の形成に寄与する人間になろうと考えている人を募る。

入学試験については、次の区分に基づいて実施する。

#### ① AO 入試（70 名）

試験内容：本学科で学ぶ目的や意欲を審査する。書類、体験授業（小論文・ノート提出）および面接により、人間性、基礎力を確認し、本学科で必要とする人物像か選考する。

実 施：1 期～3 期

#### ② 指定校・公募推薦入試（70 名）

試験内容：【指定校】本学科が指定する高等学校から推薦された受験生を選考する。出願条件として、本学科が第一志望で、全体評定値が 3.3 以上。書類および面接により、本学科で必要とする人物像か選考する。

試験内容：【公募】高等学校から推薦された受験生を選考する。出願条件として、本学科が第一志望で、全体評定値が 3.0 以上。書類および面接により、本学科で必要とする人物像か選考する。

実 施：指定校 1 期～3 期、公募 1 期

#### ③ 一般入試・特待生入試（20 名）

試験内容：学科指定の試験および面接により選考する。特待生には授業料全額免除、半額免除、30%免除があり、本学科の基準を満たす成績を修めたものを対象に、試験結果の上位から選考する。

実 施：一般 A 日程～C 日程、特待生 1 期、2 期

#### ④ 留学生入試（若干名）

試験内容：優秀な留学生を国内・海外から幅広く募集し選考する。書類、小論文および面接により、本学科で必要とする人物像か選考する。合わせて本学科が提携する提携

校（海外含む）と指定校から推薦された受験生も募集して選考する。提携校と指定校の出願条件としては、本学科が第一志望で、日本語能力試験N2合格以上、または日本留学試験日本語 200 点以上、出席率が提携校は 90%以上、指定校は 85%以上とする。

実 施：A 日程～C 日程

## 9. 取得可能な資格

スポーツマネジメント学部の教育課程を履修することにより得られる資格・免許は以下のとおりである。

名 称	種別・所管の別	資格取得・ 受験資格の別	卒業要件 との関わり
中学校教諭一種免許状（保健体育）	国家資格 文部科学省	資格取得	なし
高等学校教諭一種免許状（保健体育）			
体育施設管理士	民間資格 公益財団法人日本体育施設協会	資格取得	なし
日本スポーツ協会公認 スポーツ指導者養成講習会 講習・試験免除適応コース 共通科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲコース スポーツリーダー	民間資格 公益財団法人日本スポーツ協会	資格取得	なし
専門科目コース ジュニアスポーツ指導員		受験資格	なし
レクリエーションインストラクター	民間資格 公益財団法人日本レクリエーション協会	資格取得	なし
キャンプインストラクター	民間資格 公益財団法人日本キャンプ協会	資格取得	なし
公認 C 級コーチ	民間資格 公益財団法人日本サッカー協会	資格取得	なし

## 10. 実習の具体的計画

「教育実習」（中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許状：保健体育）

### (1) 実習の目的

本学科におけるスポーツ文化に関する専門的な学びと本学の独自性である音楽、舞台、情報分野をはじめとした総合芸術や総合政策等との融合された学びを合わせて多様な科目を習得できる教育課程を学ぶことにより、中学・高等学校の「保健体育」の教員として必要となる高い教養と豊かな人間性を有するとともに、高度な専門知識・技能を備えた新しい分野を創造できる教員の養成を理念として、社会の要望に応えられる実践力と時代の要請に対応できる創造力をもった教員を育成することが目指す。

### (2) 実習先の確保の状況

既設学部において、川越市教育委員会を始め、各都道府県市区町村公私立学校の申請を行っており、合せて毎年約 100 校 100 名以上の実習生受け入れを確保している。教育実習先一覧（中学校・高等学校）を別途添付する。【資料 4】

### (3) 実習先との契約内容

実習に際して、実習校との間で、前年度に受入依頼・受入回答の書類とともに、実習目的、実習内容、実習期間、実習方法、評価、その他（実習期間中における学生の指導上の責任、実習校訪問教員、費用、麻疹の対応等）の内容を記した実習計画を付して書類を取り交わす。必要に応じて各教育委員会との間で所定の手続きをする。実施年度には実習期間確認書類を取り交わし、以下の内容を付した諸連絡を行う。

#### ①教育実習生関係書類について

（誓約書、教育実習生調書、教育実習録、出勤簿、成績評価報告書）

#### ②出勤簿及び教育実習録の検印について

#### ③実習終了後の実習校指導講評について

#### ④成績評価報告書の提出について

#### ⑤麻疹の対応について

#### ⑥教育実習費（教材費・給食費等の実費を必要とする場合）について

#### ⑦本学教員の実習校訪問について

#### ⑧公認欠席に係わること

#### ⑨教育実習期間中における就職活動や個人的活動の禁止

#### ⑩保険について

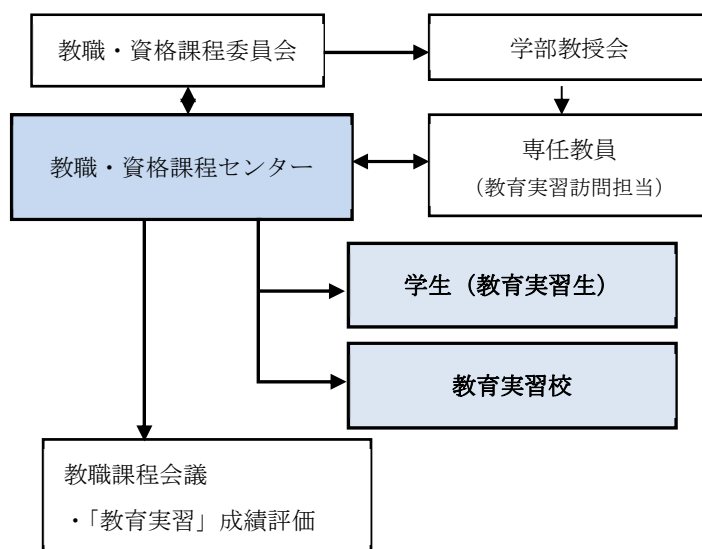
### (4) 実習水準の確保の方策

教員免許状取得希望者は、実習の前年度までに開設している全ての教職に関する科目のうち、必修科目の履修及び修得を義務づけている。

### (5) 実習先との連携体制

本学教育実習等の円滑な実施・運営とその充実を図るため「教職・資格課程センター」の統括の下、教職・資格課程センター教職員並びに実習校訪問教員との綿密な連絡・調整を行ない、相互理解と意思疎通を深め、教育実習の実施に万全を期す。

#### 【教育実習組織図（連絡系統）】



## (6) 実習前の準備状況

### ① 感染予防対策

麻疹について、本学では入学時に罹患歴及び予防接種状況について調査しており、罹患歴あるいは予防接種を受けたことがない学生に対しては、学生課（保健室）から予防接種を受けるよう指導している。また、実習校から麻疹の抗体検査等を求められた場合は、学生課（保健室）を通して実習校の指示に従うよう指導を行う。

### ② 保険等の加入状況

実習生は、公益財団法人日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」に加入している。

## (7) 事前・事後における指導計画

3年次秋学期・4年次春学期の「事前事後の指導」により、教育実習の意義と目的について十分に理解させ、教育実習生としての自覚と心得を養うとともに、実習を通して実務や教科指導、学級指導、ホームルーム経営（道徳指導）等についての実践的な指導力を高めるよう指導する。

## (8) 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

実習生への事前・事中・事後の個別指導は、教育実習担当教員が行う。巡回指導計画については、実習先1校につき1人以上の担当教員を割り当て、担当者が実習期間中に挨拶並びに訪問指導を行う。

## (9) 実習施設における指導者の配置計画

実習校には本学の専任教員の配置はしない。ただし、各校の実習担当者と密接に連絡をとり、実習の運営並びに実習生の指導にあたる。

## (10) 成績評価体制及び単位認定方法

教育実習担当教員が、実習校からの評価資料に基づき、勤務状態・研究授業の成果及び自己評価等実習全般にわたり評価を行った上で、教職課程会議の意見を聴取し、総合的に評価する。

## 1 1. 学外実習を実施する場合の具体的計画

### 「スポーツマネジメント実習」

#### (1) 実習の目的

本実習では、スポーツ（フィットネス）クラブ運営業、スポーツスクール運営業、スポーツ用品販売業やスポーツ施設運営業、スポーツイベント運営業等、スポーツビジネスの現場において、顧客のニーズやスポーツ関連企業の経営戦略について学び、スポーツマネジメントの実践力を高めることを目標とする。スポーツビジネスの現場で自ら課題を発見し、それに対処していくことで、スポーツの価値を効果的に人々に提供するスポーツマネージャーとしての資質と能力を高めていく。また、スポーツビジネスの実践現場を経験することで、社会で求められる人材について理解し、卒業後に自らが目指す姿を明確に認識できるようになる等、学生自身のキャリアプランの形成に資する。

なお、「スポーツマネジメント実習」の事前指導も兼ねて、1年次に「スポーツマネジメント論」、の履修を義務づけている。この他にも1年次に「スポーツイベント概論」2年次には、「スポーツ施設マネジメント論」「スポーツビジネス論」「スポーツイベント演習」等の授業を配置し、実習の事前準備のための体制を整えている。これらの授業では、スポーツサービスに関するマネジメントの基礎や各種スポーツビジネス現場での実態や社会人としての基本的な態度や行動の仕方、マナー等についても学ぶ。

### (2) 実習先の確保の状況

スポーツマネジメント実習の実習先として、受け入れを承諾している企業等は、別途添付する一覧のとおりである。【資料5】

### (3) 実習先との連携

実習期間中、実習先の企業等は、実習生の指導を担当する「実習指導者」を配置する。スポーツマネジメント実習の担当教員（必要に応じて、大学が指定する巡回指導教員、又は、実習生の「ゼミナール」の担当教員が代替）は、巡回指導を実施し、実習生が作成する「実習日誌」等を参考に実習生との面談を行うとともに、実習指導者との間で必要な情報交換を図る。実習指導者は、実習中の実習生の評価等を記載した「スポーツマネジメント実習評価報告書」【資料6】を作成し、授業担当者に提出する。現地実習期間の終了後、実習生に対する事後指導に活かすべく、担当教員と企業等の実習指導者は、スポーツマネジメント実習評価報告書、実習日誌等をもとに必要な情報交換を行う。

### (4) 成績評価体制及び単位認定方法

「スポーツマネジメント実習」の成績評価は、①事前指導（ビジネスマナー、コンプライアンスの遵守、実習先研究等）の状況（30%）、②実習の実施状況（40%）、③事後指導（実習の振り返り、実習成果レポートの作成・発表）の状況（30%）を担当教員が総合的に判断して行い、単位を認定する。なお、実習生には、所定の書類（実習先確認用紙、誓約書、履歴書、実習記録）をすべて提出することを義務付ける。

## 12. 管理運営

### (1) 教学面における管理運営の体制

本学は、教学面における管理運営体制として、尚美学園大学学則第13条及び尚美学園大学教授会規程により、各学部教授会を設置及び運営している。詳細は以下の通りである。

#### ◆構成及び議長

第2条 教授会は、当該学部の教授をもって組織する。

2 学部長が必要と認めたときは、当該学部の准教授又は専任講師・助教を出席させることができる。

第8条 教授会の議長は、学部長又は学部長の指名した者がこれに当たる。

◆審議事項等

第4条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び学位の授与に関する事項
  - (2) その他当該学部に係る教育又は研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するものの他、学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

◆開催頻度

第5条 教授会は、毎月1回学部長がこれを招集する。ただし、学部長は必要あると認めるとき、また学長の求めに応じて臨時に教授会を招集することができる。

- 2 教授会構成員の半数以上の者から付議すべき事項を示して招集の要求があるときは、学部長は教授会を招集しなければならない。

◆定足数及び議決

第7条 教授会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

第9条 教授会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(2) 教授会以外に関連する委員会等

本学は、教授会以外に関連する委員会等を以下のとおり設置している。

◆教育研究評議会

大学の教育・研究に係る重要事項並びに具体的な教育運営業務の執行について審議するため、教育研究評議会を設置し、教授会の上部会議体として位置付け、全学的視野で運営している。学長、学部長、研究科長、部長、センター長、各学部から選任された教授2人及び事務局長で構成し、毎月1回定例で開催している。

◆自己点検・評価委員会

大学の持続的発展と教育研究水準の向上を図る観点から、毎年自己点検・評価を実施し、報告書を作成、公表している。評価システムについては年度ごとに構築し、その実効性と持続性の検証、報告を行う。構成員は学長、学部長、研究科長、学科長、専攻長、各部長・センター長、各学部長より推薦された教授各2名以内及び事務局長で組織し、自己点検・評価の結果、必要な事項については、学長から各所属長に対して改善の実施を求め、その実現を図っている。

◆教員任用委員会

教員の任用（採用・昇任）について、本学の教員資格審査基準、教員の任用及び昇任にかかる業績審査方針に基づき、公平・公正な審査と候補者の確定、選考を行っている。構成員には、学部長、学科長、各学部教授会から選任された教授各2名を含み、審査結果は教育研究評議会

及び大学経営会議で諮っている。

◆教務委員会

教務に関する事項を審議するため、専任教員及び事務職員で構成する教務委員会を設置している。

◆学生委員会

学生生活及び厚生補導に関する事項等を審議するため、専任教員及び事務職員で構成する学生委員会を設置している。

◆国際交流委員会

国際交流に関する事項を審議するため、専任教員及び事務職員で構成する国際交流委員会を設置している。

◆キャリア・インターンシップ委員会

学生のキャリア形成、就職活動及びインターンシップに関する事項を審議するため、専任教員及び事務職員で構成するキャリア・インターンシップ委員会を設置している。

◆メディア・紀要委員会

メディアセンター及び研究紀要等に関する事項を審議するため、専任教員及び事務職員で構成するメディア・紀要委員会を設置している。

◆教職・資格課程委員会

教職課程及び学芸員課程に関する事項を審議するため、専任教員及び事務職員で構成する教職・資格課程委員会を設置している。

◆学生募集・入学試験委員会

募集及び入学試験に関する事項について審議するため、専任教員及び事務職員で構成する学生募集・入学試験委員会を設置している。

### 1 3. 自己点検・評価

本学では、平成 12 年 4 月の開学と同時に自己評価委員会（現 自己点検・評価委員会）を設置し、建学の精神及び開学の指針を踏まえ、学校教育法に基づき自己点検・評価を行っている。

#### (1) 実施方法及び体制

原則として年 1 回の実施とし、自己点検・評価委員会が年度ごとの評価システム（評価項目、評価方法、実施方法等）を前年度末までに構築する。そのシステムに基づき、該当年度の自己点検・評価を実施する。実施後は、自己点検・評価委員会が報告書を作成し、結果を会議体に報告する。同時に、学外者（地域企業等）への意見聴取の実施及び大学の持続的発展と教育研究水準の向上を図るという観点から、評価システムの実効性と継続性の検証も行い、最終的に理事会に報告する。

自己点検・評価委員会の任務の内容は以下の通りである。

- ①自己点検・評価の基本方針及び自己点検・評価項目の策定に関する事項

- ②自己点検・評価の実施に関する事項
- ③自己点検・評価報告書の作成及び公表に関する事項
- ④学校教育法に定める認証評価に関する事項
- ⑤その他自己点検・評価に必要な事項

## (2) 結果の活用・公表

自己点検・評価の結果は、ホームページ等を通じて公表し、学長より各所属長に対して改善実施指示及び改善の実現に活用している。

平成 27 年度には、文部科学大臣が認証する公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受け、平成 28 年 3 月 8 日付で、「評価の結果 本評価機構が定める大学評価基準に適合している」と認定され、この結果はホームページに掲載している。

## 1 4. 情報の公表

本学では、大学ホームページを設け、大学の理念や目指す方向性、及び基本情報等を広く社会に向けて開示している。尚美学園大学ホームページアドレス：<http://www.shobi-u.ac.jp/>

- ①大学の教育研究上の目的に関すること
- ②教育研究上の基本組織に関すること
- ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- ④入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- ⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- ⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- ⑦校地、校舎等の施設及び設備その他学生の教育研究環境に関すること
- ⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- ⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- ⑩その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、自己点検・評価報告書、認証評価の結果）

## 1 5. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

本学では、教員の教育研究、指導能力の向上を図るため、学部学科の目的、教育内容・方法について組織的な研修として、ファカルティ・ディベロップメント (FD) を実施している。教育改革、教育運営、教育改善等のテーマについても協議、検討し、その結果を現行の授業改善や教育運営に結び付けてきた。更に、平成20年度よりFDを発展させ職員によるスタッフ・ディベロップメント (SD) と合わせ、全教職員によるユニバーシティ・ディベロップメント (UD) として、全学レベルでの取り組みを始め、学生サービス、教育内容・方法の見直しや改善を主要テーマとしたグループワーク形式での教職員協働の研修を行ってきた。

この他に、教育活動の評価体制の一環として、学生からの授業評価アンケートを実施している。結果を集計、分析し、各授業担当教員にフィードバックし、授業改善に取り組んでいる。

また、国内外の学会発表、著作活動の促進、教員の教育研究活動の評価等を行い、学内及び社会から評価

を受ける体制により、教育レベルの維持向上に努めている。

## 16. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

### (1) 教育課程内の取組について

本学の教育上の目的は、尚美学園大学学則第1条において「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、「智と愛」を建学の精神とし、総合的科学的思考の涵養を教育方針として、広範な教養を授けるとともに、芸術と情報及び政策を専門的かつ学際的に教授研究し、その深奥を究めて、各分野において指導的役割を果たしうる創造力と表現力並びに実践力を有する人材を育成することを目的とする。」としており、これに基づき学生の社会的・職業的自立を目指している。

教育課程では、教養科目として、人間としての生き方及び在り方を思索する科目、現代に起きている諸問題について考察する科目、社会人基礎力を強化する科目等を設置しており、豊かな人間力・洞察力・批判力・探究力等を総合的に身に付けさせるための教育に力を入れている。また、専門科目でも、学生がより具体的に将来設計を行えるよう、キャリア教育・職業教育関連の科目を設置し、常に社会的・職業的自立を意識した実践的教育を重視している。

スポーツマネジメント学部における主なキャリア教育関連科目は以下の通りである。

履修年次	分類	科目名	履修形態	単位数
1	教養	キャリアと自己形成	選択	2
1	教養	職業人基礎能力開発対策 A	選択	2
2	教養	職業人基礎能力開発対策 B	選択	2
2	教養	職業人基礎能力開発対策 C	選択	2
2	教養	キャリアデザイン A	選択	2
2～3	教養	インターンシップ	選択	2
3	学科専門	スポーツマネジメント実習	選択	2
3	学科専門	教職キャリアデザイン I	選択	2
3	学科専門	教職キャリアデザイン II	選択	2

### (2) 教育課程外の取組について

本学では、大学事務局組織に設置しているキャリア・就職課を窓口とし、進路就職ガイダンスを始めとした様々なキャリアサポートプログラムを、入学時より段階的に展開している。主な取組は以下の通りである。

#### ◆エキストラプログラム

##### 《資格取得対策講座》

秘書検定等、教育課程の範囲外ながら、キャリアアップに繋がる資格について、積極的に取得支援を行っている。

##### 《就職活動対策講座》

自己分析、ビジネスマナーチェック、業界・企業分析、履歴書やエントリーシート作成、SPI・一般常識試験対策、面接対策等の各種講座、及び企業講演会等を実施している。

#### ◆学内企業説明会

3・4年生の学生に向け、学科・コースに合わせた企業の採用担当者を招き、合同企業説明会

を実施している。この説明会を通して内定を獲得する学生も増えており、支援の成果が挙がっている。

### (3) 適切な体制の整備について

本学では、キャリア支援のための組織として、以下のような体制を整えている。

#### ◆キャリア・インターンシップ委員会の設置

キャリア・インターンシップ委員会は学内規程に基づき、指名を受けた専任教員及び事務職員で構成し、学生のキャリア形成と就職活動の積極的支援、インターンシップ推進を目的としている。主な任務は以下の通りである。

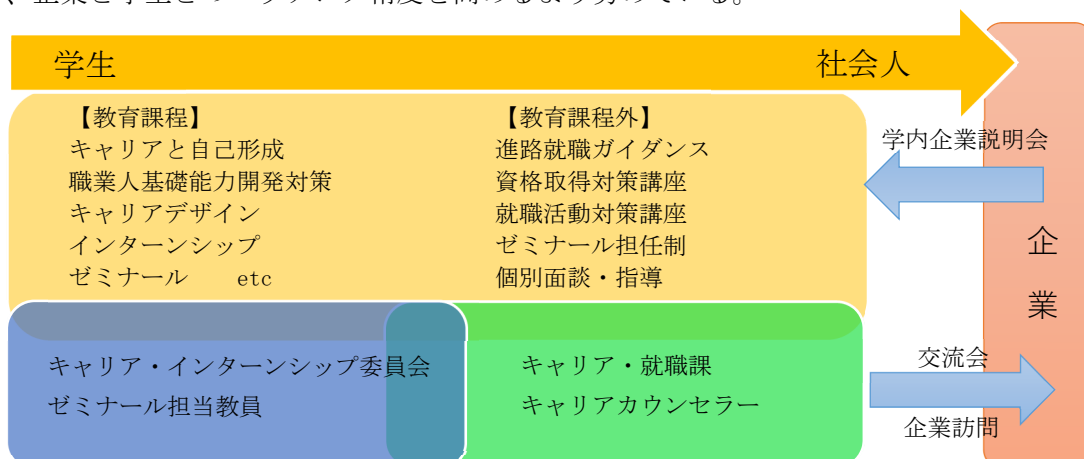
- ①キャリア形成、就職に関する指導、助言に関する事項
- ②企業訪問に関する事項
- ③就職に関する情報の収集及び広報活動に関する事項
- ④インターンシップの企画・運営と推進に関する事項
- ⑤その他キャリア形成、就職・インターンシップ活動全般に関する事項

#### ◆キャリア・就職課の設置

大学事務局にキャリア・就職課を置き、主に以下の事務を分掌している。

- ①学生のキャリアパス及び進路指導に関し、総括及び連絡すること。
- ②学生の就職ガイダンス等職業指導に関すること。
- ③学生の求人先開拓業務に関すること。
- ④学生のインターンシップに関すること。
- ⑤キャリア・インターンシップ委員会に関すること。
- ⑥エキストラプログラムに関すること。
- ⑦所掌事務に関する調査統計その他の報告に関すること。
- ⑧その他、学生の進路指導に関すること。

本課には、キャリアカウンセラー資格保持者4名を配置し、個々の適性或進路についてアドバイスを行うとともに、多様化する雇用環境に対応した専門的支援を行う体制を整えている。また、教員と連携したキャリアサポートとして、各ゼミナールに職員を割り当てるゼミナール担任制を行っている。この他、職員による企業訪問、企業人事担当者と教職員との交流会等を通じ、企業と学生とのマッチング精度を高めるよう努めている。



# 資 料 目 次

- 資料1 専任教員勤務規程、専任教員の定年に関する特別規程
- 資料2 履修モデル
- 資料3 2019年度 春学期 時間割
- 資料4 教育実習先一覧（中学校・高等学校）
- 資料5 スポーツマネジメント実習施設一覧
- 資料6 スポーツマネジメント実習評価報告書

## 【資料1】

# E - 1 5 尚美学園大学 専任教員勤務規程

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人尚美学園（以下「学園」という。）の建学の精神「智と愛」及び大学の開学の指針「勇気・創造」を専任教員が齊しく理解し、かつ遵守し、高等教育を实践するに必要な勤務規律及び待遇に関する基準その他の事項を定めるものである。

### (専任教員の定義)

第2条 この規程において専任教員とは、尚美学園大学（以下「大学」という。）に常勤する専任の教員をいう。

### (遵守義務)

第3条 専任教員は、教育関係法令はもとより、学則及びこの規程並びにこれに付属する諸規程を遵守し、職務に専念しなければならない。

2 専任教員は相互に協力し、かつ連帯して大学の秩序の保持と私学としての経営、教育運営の両面に亘る十分な理解を持ち、教育環境の整備と教育目的の達成に努めなければならない。

### (職務)

第4条 専任教員は、大学の定める教育方針、教育計画、教育課程に従い、学長の管理監督の下に、それぞれ担当する教科を通じ直接学生の指導に当たるとともに、命ぜられた校務を分掌する。

2 専任教員は、前項の規定とともに、前条に規定する私学としての経営を理解する立場から、学生募集等対外活動にも積極的に協力しなければならない。

## 第2章 人 事

### (採用)

第5条 大学は、次に掲げる資格と精神を有し、採用を希望する者の中から別に定める選考手続きを経て専任教員として採用する。

2 採用を希望する者は、学園の建学の精神及び開学の指針を理解し、教育方針及び私学の管理運営に協力できる者でなければならない。

(専任教員の人事)

第6条 専任教員に関する人事は、理事会の議を経て理事長がこれを行う。

(試用期間)

第7条 専任教員の採用に当たっては、原則として試用期間を経た上で本採用とする。

- 2 試用期間は原則として3か月間とする。ただし、当該期間を延長若しくは短縮することがある。
- 3 試用期間中の専任教員が次の各号の一に該当した場合、試用期間中もしくは試用期間満了時に解雇する。ただし、入職後14日以内の者については解雇予告及び予告手当の支給をしない。
  - (1) 出勤状況が不良なとき。ただし、私傷病及びこれに準ずるときはこのかぎりではない。
  - (2) 職務上の指示命令に服さないとき。
  - (3) 学園の求める能力に達しないとき。
  - (4) その他、前各号に準ずる行為のあったとき。
- 4 試用期間を満了した専任教員の試用期間は、その者の勤続年数に算入する。

(採用希望者の提出書類)

第8条 採用を希望する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、学園が認めた場合は、その一部分を省略することができる。

- (1) 自筆の履歴書(写真1枚貼付)
- (2) 最終出身校の卒業証明書又は卒業見込証明書
- (3) 職務経歴を有する者は在職期間及び職名の記載のある在職証明書
- (4) 教育研究業績書類
- (5) 免許状、その他の資格証明書
- (6) 医師の健康診断書
- (7) 推薦状
- (8) その他学園の必要とする書類

(採用決定者の提出書類)

第9条 専任教員として採用されることが決定した者は、次に掲げる書類を決定通知を受けた日より14日以内に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(3か月以内のもので個人番号が記載されていないもの)
- (2) 前職のあるものは前年度の源泉徴収票又は確定申告書(写)
- (3) 扶養控除等(異動)申請書
- (4) 通勤調査票
- (5) 個人番号カード、通知カード又は個人番号が記載された住民票の写しもし

くは住民票記載事項証明書

(6) その他学園の必要とする書類

2 前項の提出書類の記載事項に異動があったときは、異動の日から14日以内に届け出なければならない。

(異動・応援)

第10条 学園は、業務の都合により必要と認めるときは、専任教員に対し、異動、出張、研修派遣等を命ずることがある。

2 大学は、業務の都合により必要と認めるときは、専任教員に担当教科の変更、兼務、応援等を命ずることがある。

3 専任教員は、必要に応じ学園の理事長の要請により、学園本部の勤務等を命ぜられることがある。

(休職)

第11条 専任教員が次の各号の一に該当し、学園の認める医師の診断の上、14日を越える休養の必要が認められて欠勤が14日を経過したときは休職を命ずる。なお、欠勤期間中の休日は通算する。復職した専任教員が出勤日数1か月に満たない間に、同一事由により再び欠勤を始めたときは休職とし、前の休職期間に通算する。

(1) 傷病のため休養を要するとき。

(2) 心身の故障のため休養を要するとき。

2 専任教員が次の各号の一に該当するときは休職を命ずる。

(1) 業務上の傷病により勤務できなくなったとき。

(2) 刑事事件に関し起訴されたとき。

(3) 災害その他により生死不明又は所在不明となり1か月を経過したとき。

(4) 大学の経営並びに教育運営の都合により、一時休職の理由が生じたとき。

(5) 公職について大学の勤務に従事できなくなったとき。ただし、裁判員制度に関することは除くものとする。

(6) その他、休職の必要があると認めたととき。

(休職期間)

第12条 休職期間は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号及び第2号による場合は、1年以内とする。

(2) 前条第2項第1号の場合は、3年以内で理事長がその都度定める。

(3) 前条第2項第2号及び第4号の場合は、その必要とする期間とする。

(4) 前条第2項第3号の場合は、1年以内とする。

(5) 前条第2項第5号及び6号の場合は、1年以内で理事長がその都度定める。

- 2 休職期間中の給与は、別に定める。

(休職期間中の報告及び身分の取り扱い)

第13条 第11条第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号、第2号、第5号及び第6号による休職者は1か月ごとに休職事由に関する状況を学長を通じて理事長に報告しなければならない。ただし、傷病による休職者は原則として、大学の認める医師の診断書を添えなければならない。

- 2 休職期間中は、専任教員としての身分を保有する。
- 3 休職期間中は、学園の承認なしに他の業務に従事してはならない。

(休職期間に関する勤続年数の計算)

第14条 第12条の休職期間に関しては、原則として勤続年数に算入しない。ただし、理事長が認めた場合は、認めた期間を勤続年数に算入する。

(復職)

第15条 休職を命ぜられた専任教員が復職する場合は、復職願いを提出し、休職理由が消滅したと認められなければならない。ただし、第11条第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号による休職者の復職は、学園の認めた医療機関の診断の結果による。

- 2 復職は、現職復帰を原則とする。ただし、学園の都合により異なる職務を命ずることがある。

(退職)

第16条 専任教員は、次の各号の一に該当するときは退職とする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 定年に達したとき。
- (3) 休職期間が満了し、なお休職理由が消滅しないとき。
- (4) 雇用期間の定めがあって、その期間が満了したとき。
- (5) 退職を願い出て受理されたとき。

(退職手続)

第17条 専任教員の退職は、原則として学年度の末日とする。

- 2 前条第5号による退職の場合は、その3か月前までに退職願を提出し、大学の承認を得なければならない。
- 3 前条第5号による退職の場合は、理事長の承認を得るまで、従前の職務に従事し、退職日までに後任者又はこれに代るべき者に業務の引き継ぎを完了しなければならない。

(解 雇)

第18条 専任教員が次の各号の一に該当するとき、理事長は30日前に予告して解雇するか又は30日分の予告手当を支給して即時解雇する。ただし、労働基準法第20条のただし書きに該当する場合は、これによらないことがある。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 精神又は身体の障害により今後回復の見込みがなく勤務に耐えられないと認められた場合
- (3) 前各号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠くと認められた場合
- (4) 大学の機構の縮小等により、専任教員に余剰が生じたとき、又は学園経営上やむを得ない事由の生じた場合
- (5) 学校教育法第9条の各号の一に該当する者であることが明らかになった場合
- (6) その他、前各号に準ずるやむを得ない事由のある場合

(定 年)

第19条 専任教員の定年は、満65歳に達した日の属する学年度の末日とする。

- 2 定年に達した専任教員に、理事会は期間を定めて年度毎の契約により勤務を委嘱する場合がある。

(貸与品の返還)

第20条 退職又は解雇された専任教員は、教職員証、日本私立学校振興・共済事業団の私立学校教職員共済法の規定による共済制度の共済加入者証及び大学から貸与された金品は遅滞なく返還しなければならない。

- 2 貸与品の返還なき場合は、そのものの対価に相当する額の弁償を求めることがある。

### 第3章 勤 務

(勤務時間)

第21条 専任教員の勤務日数及び勤務時間は、1週間5日、40時間とする。

- 2 学園は、専任教員に学外研修日を認める。ただし、学外研修日については、あらかじめ学長の承認を受けなければならない。
- 3 学長は、業務上必要ある場合においては前各項の勤務時間を変更することがある。

(学外勤務)

第22条 専任教員は、大学から指示があった場合、出張、講習会への派遣、研修、

学生集会、就職活動、その他必要な学外勤務に服さなければならない。

- 2 学外勤務に服し、帰任したときは、すみやかにその結果を学部長を経て学長に報告しなければならない。

(欠勤・休講)

第23条 専任教員は、欠勤若しくは欠講しようとするときは、事前に、所定の様式により理由及び補講、代講その他教務運営に必要な事項を明記し、事務局長に届け出を要する。

- 2 出勤当日、出勤時間までに届け出ない場合は、無断欠勤とする。ただし、突然の事故により、やむなく無届け遅刻した場合は届け出により、遅刻扱いとすることがある。
- 3 傷病による欠勤が5日以上に及ぶ場合は、医師の診断書を提出しなければならない。

(授業時間の厳守)

第24条 専任教員は、授業、レッスンその他いずれの場合においても定刻までに教室に到着し、学生に対し授業の指示をしなければならない。

- 2 専任教員は、事故のため定刻までに始業ができないときは、事務局長に届け出て授業等に支障のないようにしなければならない。

(非常災害時の勤務)

第25条 学園は、災害その他やむを得ない事由によって臨時勤務の必要がある場合は、時間外又は休日に勤務させることがある。

- 2 専任教員は勤務中に非常災害等で業務運営に重大な障害のあることを知った場合、又はその恐れがあると認められる場合はすみやかに事務局長に報告するなど 適切な処置を講じなければならない。
- 3 学生に事故があったことを知ったときは、応急の処置をとり、直ちに事務局長に報告し、指示を受けなければならない。

(休日)

第26条 休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
  - (3) 学園創立記念日
  - (4) 大学の指定する日
- 2 大学の業務を遂行するため必要があると認めるときは、前項の定める休日を、他の日に振替えて実施することがある。

(年次有給休暇)

第27条 年次有給休暇は、年次ごとに所定労働日の8割以上出勤した専任教員に対して、別表のとおり勤務年数に応じた日数を付与する。

(1) 出勤率を算出するに当たり、次に掲げる期間は、これを出勤したものとみなす。

- ・産前産後の休業期間
- ・育児休業期間
- ・介護休業期間
- ・業務上傷病休暇期間
- ・年次有給休暇日数
- ・特別有給休暇日数

(2) 付与された年次有給休暇は、1年に限りこれを繰り越すことができる。

- 2 年次有給休暇を受けようとする者は、所定の様式により事前に届け出て、所属長の承認を受けなければならない。
- 3 傷病その他やむを得ぬ事情によって事前に承認を受けられなかった場合は、所属長の事後承認を受けなければならない。
- 4 年次有給休暇は、原則として教育業務に直接関係のない時期を選び取得する。
- 5 学園は、業務の都合により請求された時季を変更して他の時季にこれを与えることができる。
- 6 教職員代表との協定により、年次有給休暇を計画的に取得する場合は、当該協定の定めるところにより年次有給休暇を取得するものとする。
- 7 専任教員は、学園が特に認めた場合を除き、前項の協定に基づく年次有給休暇を取得しなければならない。
- 8 年10日以上年次有給休暇が付与される専任教員について、年次有給休暇のうち5日分については、起算日から1年以内に、学園が時季を指定することにより付与するものとする。ただし、5日分のうち、本人が取得し、又は第6項に定める計画的付与が行われたときは、学園は、その日数分については、時季を指定して付与しない。
- 9 学園は、前項の規定により、年次有給休暇の時季を定めるときは、当該専任教員の意見を聴くものとし、学園は、当該意見を尊重するよう努めるものとする。

(特別有給休暇)

第28条 専任教員は、次の各号の一に該当するときは、大学の承認を得て特別有給休暇を受けることができる。

(1) 忌引休暇

血族一親等又は配偶者の死亡したとき	7日間
血族二親等又は姻族一親等の死亡したとき	4日間
血族三親等又は姻族二親等の死亡したとき	1日間

- (2) 結婚のための休暇
  - 本人が結婚するとき 5日間
  - 子が結婚するとき 2日間
- (3) 女性専任教員の生理のための休暇 1日間
- (4) 裁判員制度に関する職務を遂行する場合、その職務の遂行に必要な日数の休暇を付与する。ただし、不選任となった場合は、翌日以降の休暇は成立しない。
- (5) その他大学の認めた場合

(産前産後の休業)

第29条 女性専任教員が、6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産が予定される証明書類を添えて届け出たときは休業させる。ただし、当該女性専任教員は休業を開始する1ヶ月以前に所定の様式により請求しなければならない。なお、出産予定日より早い出産の場合、産前休業は出産日まで短縮され、出産予定日より遅い出産の場合、予定日から出産日までの期間の分、産前休業は延長されるものとする。

- 2 女性専任教員が出産したときは、本人の申し出により、出産の日から8週間の休業を与える。ただし、産後6週間を経過した女性専任教員が請求した場合に医師が支障ないと認めた場合は就労することができる。
- 3 産前産後休業期間中の給与は無給とする。
- 4 産前産後休業期間は、賞与及び退職金の算定にあたり勤続年数に算入しない。

(母性健康管理に関する措置)

第30条 妊娠中及び出産後1年以内の女性専任教員の母性健康管理に関する措置及び手続等について必要な事項は、別に定める。

(育児休業等)

第31条 専任教員のうち必要ある者は、大学に申し出て育児休業をし、又は育児短時間勤務の適用を受け、若しくは看護休暇を受けることができる。

- 2 育児休業等についての対象者、手続き等は、別に定める。

(介護休業等)

第32条 専任教員のうち必要ある者は、大学に申し出て介護休業をし、又は介護短時間勤務の適用を受け、若しくは介護休暇を受けることができる。

- 2 介護休業等についての対象者、手続き等は、別に定める。

(管理職)

第33条 管理監督の職務を行う者にあつては、本章の規定と異なる取扱いをするこ

とがある。

## 第4章 服務規律

### (服務の基準)

第34条 専任教員は、相互に緊密な連携を図り、担当する教科並びに命ぜられた業務について、誠意と責任をもって処理し、大学の行う教育目的の達成に最善を尽さなければならない。

### (兼職の制限)

第35条 専任教員が他と雇用契約を結ぶことは、原則として認めない。ただし、特別の事情ある場合に限り、教授会及び教育研究評議会並びに大学経営会議の議を経て、これを認めることがある。

### (会議への出席義務等)

第36条 各種会議の構成員である専任教員は、会議への出席義務を負う。  
2 会議において決定された事項は、すべての専任教員が遵守し、かつすみやかに実行に移さなければならない。

### (専任職務の責任)

第37条 担当教科に関する試験問題の作成、試験の立合、採点及び所属部門、所属部会、担任等の大学運営業務は、専任教員として当然の責任をもって遂行しなければならない。

### (規律)

第38条 専任教員は、服務に当たって次の事項を守らなければならない。  
(1) 学園及び大学の名誉を重んじ、教員としての品位を保つこと。  
(2) 学園及び大学の諸規則、諸規程及び上司の職務上の指示に忠実に従うこと。  
(3) 勤務時間は、職務の遂行に専念すること。  
(4) 大学の施設、備品等を大切に扱い、消耗品の節約につとめ、故障、破損又は紛失したときは直ちに直接の上司に報告すること。  
(5) 職場の整理・整頓に努め、所管する文書及び物品を整理し、出張・休暇・欠勤等により不在となるときでも事務処理に支障のないようにしておくこと。

(承認事項)

第39条 専任教員は、次の場合には所定の様式により願い出て、その承認を得なければならない。

- (1) 大学の内外を問わず、学生を集めて引率し、合宿及び演奏会、研究会、反省会などを行う場合
- (2) 所定の納入金以外の金銭を学生から徴収する場合
- (3) 専任教員が公印を使用しようとする場合

(禁止事項)

第40条 専任教員は、次のような学園及び大学の名誉を害し、信用を傷つける行為をしてはならない。

- (1) 職務上の地位を利用して自己の利益を図ること。
- (2) 職務上の権限を越え、又は権限を濫用すること。
- (3) 職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は大学の不利益となる恐れのある事実を他に告げること。本大学の職を退いた後も同様であること。
- (4) 学園の財産又は物品を不当に棄却、損失し、又は私用に供すること。
- (5) 大学の学生、教職員等の一身上の利益をそこなう恐れのある資料又は情報を提供すること。
- (6) 許可なく職務以外の目的で大学の施設・設備・車両・機械・器具・楽器・書籍その他の物品を使用し又は外部に持ち出すこと。
- (7) 酒気を帯びて就業すること。
- (8) 暴力、ハラスメント、薬物（麻薬・覚せい剤等）使用の行為をすること。
- (9) インターネット規約に違反する行為をすること。
- (10) 大学の許可なく大学施設内で業務外の集会・演説をしたり、業務外の貼紙・印刷物の配布をすること。
- (11) 学園内で特定政党を支持し、又はこれに反対するための政治にかかわる教育その他政治活動をすること。
- (12) その他、前各号に準ずる場合

(入退校)

第41条 専任教員は、入退の際、自らタイムカードに刻印しなければならない。なお、専任教員が次の各号の一に該当する場合は入校させず、退校させることがある。

- (1) 職務に必要なでない火気、凶器、その他危険と認められるものを所持する場合
- (2) 出勤停止の処分を受けている場合
- (3) 業務を妨害し、又は大学の風紀・秩序を乱す恐れのある場合
- (4) 酒気を帯びている場合

(5) その他、前各号に準ずる場合

## 第5章 給 与 等

(給与及び退職金)

第42条 専任教員の給料及び退職金等については、別に定める。

(旅費)

第43条 専任教員に対する旅費及び日当その他の給付は、別に定める。

## 第6章 表彰及び懲戒等

(表彰)

第44条 専任教員が、次の各号の一に該当し、一般の模範とするに足ると認められた場合は表彰する。

- (1) 大学のため特に功労のあったとき。
- (2) 勤務期間が長期に亘り、かつ誠実勤勉にして他の模範であると認められたとき。
- (3) 災害を未然に防止し、又は非常の際よくその責任を果たし、その功労が顕著であるとき。
- (4) 国家的、社会的に功績があり、大学の名誉となるような行為のあったとき。
- (5) その他大学において表彰の価値ある行為と認めたとき。

(表彰の種類)

第45条 表彰の種類は次に掲げるとおりとし、その一つ又は二つ以上を併せて行うことができる。

- (1) 賞状の授与
- (2) 賞金の授与
- (3) 褒賞休暇の授与
- (4) 特別昇給、昇格
- (5) その他

(懲戒の種類)

第46条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 戒告 始末書を徴し、将来を戒める。
- (2) 減給 始末書を徴し、法令の定めるところにより行う。

- (3) 出勤停止 始末書を徴し、30日以内の期間を定め出勤の停止を命ずる。この間の給与は支給しない。
- (4) 諭旨解雇 退職願を提出するよう勧告し、これを提出しないときは懲戒解雇とする。
- (5) 懲戒解雇 免職し、退職金の一部又は全部を支給しない。

(懲戒処分)

第47条 専任教員が次の各号の一に該当するときは、戒告又は減給若しくは出勤停止の処分を行う。

- (1) 勤務又は給与に関し、故意又は過失により、その手続きをしなかったとき、又は不正の手続きをしたとき。
- (2) 所定の届け出を怠り、又は届け出に虚偽の記載があったとき。
- (3) 無断欠勤、無断欠講し、大学の教育運営に障害を生ぜしめたとき。
- (4) 大学の許可なく、大学の施設、備品、教具、校具、楽器その他の物を使用したとき。
- (5) 故意又は過失により大学の施設その他備品、教具、校具等に損害を生ぜしめたとき。
- (6) 大学の施設及び設備を使用して私物を作成し、又は修理し、若しくは他人をして行わしめたとき。
- (7) 火気等を粗略に扱い、又は指示に従わず、危険を生ぜしめる恐れがあったとき。
- (8) 第4章の服務規律に違反したとき。
- (9) その他、学園及び大学の諸規程、諸規則に従わないとき。

(懲戒解雇)

第48条 専任教員が次の各号の一に該当するときは、懲戒解雇する。

- (1) 第40条又は前条に該当し、情状の重いとき。
- (2) 本学建学の精神及び開学の指針と相入れない言動があったとき。
- (3) 学校教育法第9条の各号の一に該当する者であることが明らかになったとき。
- (4) 正当な理由なく職務上の指示命令に服さないとき。
- (5) 第8条及び第9条の提出書類に虚偽の記載のあった場合、その他不正な方法を用いて採用されたとき。
- (6) 大学の承認を得ないで他に雇用され、大学の業務に支障をきたしたとき。
- (7) 専任教員としての地位を利用し、不当に金品若しくは利益を受け、又はこれを供与したとき。
- (8) 大学の金品をみだりに私消し、又は許可なく持出したとき。
- (9) 故意又は重大な過失により大学の施設及び備品、教具、校具等に損害を

- 与え、損害賠償の責を負わないとき。
- (10) 大学の重要機密を他に漏らし、若しくは漏らそうとしたとき。
  - (11) 大学の役員又は教職員等に対し、名誉を傷つけ、又は、暴行、脅迫を加え、あるいは不当に業務を妨害したとき。
  - (12) 専任教員として不当な行為をなし、大学の信用を著しく傷つけたとき。
  - (13) 著しく大学の秩序又は風紀を乱したとき。
  - (14) 懲戒処分を受けながら改悛の見込みがないとき。
  - (15) 刑事事件により訴追を受け、又は有罪の判決を受けたとき。
  - (16) その他前各号に相当するような行為のあったとき。

(諭旨解雇)

第49条 前条の規定により懲戒解雇に相当すると認められる場合であっても、事情を聴取し、諭旨のうえ、依願退職の取扱いを認めることができる。この場合において、退職金を減額することがある。

(賞罰の手続)

第50条 専任教員に表彰又は懲戒に該当する行為があったときは、賞罰委員会の審査を経たうえで理事長が行う。

- 2 懲戒処分は、その理由を付して本人に対し、文書をもって通知しこれを行う。

(訓告等)

第51条 懲戒処分のほか、サービスを厳正にし、規律を保持する必要があるときは、書面による訓告若しくは嚴重注意又は口頭による嚴重注意を行う。

(損害賠償)

第52条 故意又は重大な過失により、大学に損害を与えたときは、懲戒処分又は訓告等を行うほか、損害額の全部又は一部について賠償を求めることがある。

(出勤の差止め)

第53条 第47条から第48条に定める行為をなし、又はその疑いがあり、その者の勤務が大学の秩序と風紀を著しく乱すおそれのあるときは、処分確定の日までその者の出勤を差し止めることができる。ただし、その期間中の給与は支給する。

## 第7章 安全及び衛生

### (危険防止)

第54条 専任教員は、常にその職務に関し、危険防止に努めるとともに、大学内外の整理、整頓に注意し、災害の防止及び予防に努めなければならない。

### (非常災害)

第55条 専任教員は、火災その他の災害を発見し、又は予知したときは、関係者又は付近の者に通報し、自らも臨機の措置をとり、被害の拡大防止に努めなければならない。

2 専任教員は、災害発生時の措置について普段から研修をしておかなければならない。

### (保健衛生)

第56条 専任教員は、常に保健衛生に留意し、これに関する大学の指示に従い、学生の指導に当たるとともに、定期健康診断及び心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を受けなければならない。

2 長時間の労働により疲労の蓄積が認められる職員及びストレスチェックの結果、ストレスが高く、面接指導が必要であると医師、保健師等が認めた職員に対し、その者の申出により医師による面接指導を行う。

### (就業禁止等)

第57条 専任教員が医師の診断により次の各号の一に該当することが明らかとなったときは、その事由が消滅するまで、出勤及び就業を禁止する。なお、当該疾病治癒後に出勤する場合には、原則として医師による治癒証明書を提出しなければならない。

(1) 学校保健安全法に定める感染症第一種の疾病に罹患した者及びその疑似者、保菌者

(2) インフルエンザその他強い感染性のある疾病に罹患した者及びその疑似者、保菌者

(3) その他、勤務することが適当でないと認められた者

2 専任教員が医師の診断により次の各号の一に該当することが明らかとなったときは、その事由が消滅するまで、学園が命ずる職務への変更、勤務時間の短縮、又は出勤及び就業の禁止等の必要な措置を講ずる。

(1) 勤務することにより疾病の悪化する恐れのある者

(2) 前条に定める定期健康診断またはストレスチェックの結果に基づき、当該専任教員の健康保持のため必要があると認められた者

(3) その他、平常通り勤務することが適当でないと認められた者

3 前各項に定める期間中の給与は、別に定める。

## 第8章 災 害 補 償

(業務上の災害補償)

第58条 専任教員の業務上の災害については、労働基準法及び労働者災害補償保険法の定めるところにより、同法の各補償を受けるものとする。

2 前項に規定する補償の他、業務上の負傷もしくは疾病による療養のため、勤務することができず給与を受けない場合において、労働者災害補償保険法に定める補償を受けることができない第1日目から第3日目までの期間につき、休業補償として平均賃金の100%に相当する金額を支給する。

(通勤途上災害)

第59条 専任教員の通勤途上における災害については、労働者災害補償保険法の定めるところにより、同法の各給付を受けるものとする。

## 第9章 雑 則

(疑 義)

第60条 この規程に疑義を生じた場合は、理事長は関係委員会に諮問し、その答申に基づいて理事会が決定する。

(その他の適用基準)

第61条 この規程に定めのない事項については、すべて労働基準法及びその他の法令の定めるところによる。

(改 廃)

第62条 この規程の改廃は、大学経営会議の議を経て理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表

労働週 日数	一年間の 所定労働 日数	継続勤務年数／付与日数						
		0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5 以上
5	217以上	10	11	12	14	16	18	20
4	169～216	7	8	9	10	12	13	15
3	121～168	5	6	6	8	9	10	11
2	73～120	3	4	4	5	6	6	7
1	48～72	1	2	2	2	3	3	3

## E-29 学校法人尚美学園 専任教員の定年に関する特別規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人尚美学園（以下「当法人」という。）が、尚美学園大学等の新設改組等にあたり採用する専任教員の定年に関する事項について定める。

### (専任教員)

第2条 この規程で専任教員とは、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）に定める教授・准教授・講師・助教・助手の資格を有する者をいう。

### (定年年齢)

第3条 専任教員の定年は、満65才とする。

### (定年退職の日)

第4条 専任教員は、定年の年齢に達した日の属する年度の末日に退職する。

### (定年の特例)

第5条 第3条の規程にかかわらず、理事会が必要と認めるときは、定年に達した専任教員に、満70才を限度として勤務を委嘱することができる。ただし、大学等の学年進行中に満70才に達する専任教員については、勤務の委嘱を大学等の完成年度まで延長することができる。

### (改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

### 附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規程を改正し、平成12年4月1日から施行する。
- 3 この規程を改定し、平成21年4月1日から施行する。

## E-29 学校法人尚美学園 専任教員の定年に関する特別規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人尚美学園（以下「当法人」という。）が、尚美学園大学等の新設改組等にあたり採用する専任教員の定年に関する事項について定める。

### (専任教員)

第2条 この規程で専任教員とは、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）に定める教授・准教授・講師・助教・助手の資格を有する者をいう。

### (定年年齢)

第3条 専任教員の定年は、満65才とする。

### (定年退職の日)

第4条 専任教員は、定年の年齢に達した日の属する年度の末日に退職する。

### (定年の特例)

第5条 第3条の規程にかかわらず、理事会が必要と認めるときは、定年に達した専任教員に、満70才を限度として勤務を委嘱することができる。ただし、大学等の学年進行中に満70才に達する専任教員については、勤務の委嘱を大学等の完成年度まで延長することができる。

### (改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

### 附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規程を改正し、平成12年4月1日から施行する。
- 3 この規程を改定し、平成21年4月1日から施行する。



③スポーツイベントマネージャー														
区分	1年次			2年次			3年次			4年次			合計	
	講義名	春	秋 (必修)	講義名	春	秋 (必修)	講義名	春	秋 (必修)	講義名	春	秋 (必修)	全期 (必修)	
教養科目	現代社会と経済	2	2	舞台芸術	2	2								
	現代の企業経営	2	2	キャリアと自己形成	2	2								
	現代社会とメディア	2	2	インターンシップ I	2	2								
	異文化コミュニケーション	2	2	メディアリテラシー	2	2								
	生涯スポーツ論	2	2	英語 III	1	1								
	アート・マネジメント	2	2	英語 IV	1	1								
	情報リテラシー	2	2	実用英語 C	1	1								
	英語 I	1	1	実用英語 D	1	1								
	英語 II	1	1											
	実用英語 A	1	1											
実用英語 B	1	1												
小計	6	12	0	小計	6	6	0						30	0
基礎科目	社会学の基礎	2	2											
	文章表現法 I	2	2											
	文章表現法 II	2	2											
スポーツマネジメント学部スポーツマネジメント学科専門科目	スポーツマネジメント論	2	2	スポーツ行政学	2	2								
	スポーツ経済学	2	2	スポーツジャーナリズム論	2	2								
	コミュニティスポーツ論	2	2	クラブマネジメント	2	2								
	ボランティア論	2	2	まちづくり政策論	2	2								
	スポーツイベント概論	2	2	スポーツビジネス論	2	2								
	eスポーツ概論	2	2	マーケティング論	2	2								
	現代スポーツ概論	2	2	ビジネスプランニング	2	2								
	スポーツ教育論	2	2	経営戦略論	2	2								
	スポーツ史	2	2	会計学	2	2								
				e スポーツ文化論	2	2								
				スポーツイベント演習	2	2								
				スポーツイベント基本 A (スポーツコンタクト)	2	2								
				スポーツイベント基本 B (PA基礎)	2	2								
				スポーツ社会学	2	2								
							スポーツマネジメント実習	2	2	スポーツイベント実習 A (メディアコンタクト制作)	2	2		
							スポーツマーケティング演習	2	2	スポーツデータ解析	2	2		
							スポーツ社会調査論	2	2					
							スポーツ産業論	2	2					
							スポーツビジネスプランニング演習	2	2					
							スポーツブランド論	2	2					
							スポーツとまちづくり	2	2					
							スポーツツーリズム	2	2					
						スポーツ映像 (映画・音楽)	2	2						
						e スポーツビジネス論	2	2						
						スポーツイベント実習 B (ライブPA)	2	2						
						スポーツ方法・体づくり	1	1	雪上実習	2	2			
						基礎演習	1	1	プレゼミ	2	2	総合演習 I	2	2
												総合演習 II	2	2
													2	2
													6	2
													4	4
													16	12
													4	4
													6	2
													4	4
													124	22
													6	2
													4	4
													124	22

※ 1学期履修登録上限22単位 (年間44単位) ※ 卒業要件単位数: 124単位以上 (必修22単位含む)  
 内訳 ・教養科目: 30単位以上  
 ・学部専門科目: 82単位以上 (必修22単位含む)  
 ・学部間自由選択科目: 12単位以内

④スポーツインストラクター														
区分	1年次			2年次			3年次			4年次			合計	
	講義名	春	秋 (必修)	講義名	春	秋 (必修)	講義名	春	秋 (必修)	講義名	春	秋 (必修)	全期 (必修)	
教養科目	日本国憲法	2	2	生涯スポーツ論	2	2								
	心理学の基礎	2	2	ポピュラー音楽	2	2								
	異文化コミュニケーション	2	2	クラシック音楽	2	2								
	現代の企業経営	2	2	実用英語 C	1	1								
	スポーツとウェルネス	2	2	実用英語 D	1	1								
	メディアリテラシー	2	2	英語 III	1	1								
	情報リテラシー	2	2	英語 IV	1	1								
	英語 I	1	1	キャリアと自己形成	2	2								
	英語 II	1	1	インターンシップ	2	2								
	実用英語 A	1	1											
実用英語 B	1	1												
小計	10	8	0	小計	6	8	0						32	0
基礎科目	法学の基礎	2	2											
	文章表現法 I	2	2											
	文章表現法 II	2	2											
スポーツマネジメント学部スポーツマネジメント学科専門科目	スポーツマネジメント論	2	2	スポーツ施設マネジメント論	2	2	レクリエーション概論	2	2					
	コミュニティスポーツ論	2	2	クラブマネジメント	2	2	レクリエーション演習	2	2					
	現代スポーツ概論	2	2	スポーツビジネス論	2	2								
	スポーツ教育論	2	2	スポーツイベント演習	2	2								
	スポーツ史	2	2	まちづくり政策論	2	2								
	機能解剖学	2	2	トレーニング論	2	2								
	スポーツ生理学	2	2	コーチング論	2	2								
				スポーツ社会学	2	2								
				発育発達論	2	2								
				スポーツ心理学	2	2								
				スポーツ医学 (内科)	2	2								
				スポーツ医学 (整形外科)	2	2								
							スポーツマネジメント実習	2	2	スポーツビジネスプランニング演習	2	2		
							スポーツマーケティング演習	2	2	スポーツデータ解析	2	2		
							スポーツとまちづくり	2	2					
							バイオメカニクス	2	2					
							スポーツ栄養学	2	2					
							レクリエーション実習	2	2					
							救急処置・テーピング演習	2	2					
							スタジオエクササイズ・トレーニングフィットネス	1	1					
							スタジオエクササイズ・ピラティス	1	1					
							スタジオエクササイズ・ヨガ	1	1					
						スポーツ方法・体づくり	1	1	スポーツ方法・球技B	1	1			
						スポーツ方法・陸上	1	1	野外実習	2	2			
						スポーツ方法・球技A	1	1						
						スポーツ方法・器械運動	1	1						
						スポーツ方法・水泳	1	1						
						基礎演習	1	1	プレゼミ	2	2	総合演習 I	2	2
												総合演習 II	2	2
													2	2
													6	2
													4	4
													16	12
													6	6
													16	12
													6	6
													124	22

※ 1学期履修登録上限22単位 (年間44単位) ※ 卒業要件単位数: 124単位以上 (必修22単位含む)  
 内訳 ・教養科目: 30単位以上  
 ・学部専門科目: 82単位以上 (必修22単位含む)  
 ・学部間自由選択科目: 12単位以内



1時限:9:00-10:30 2時限:10:40-12:10 3時限:13:00-14:30 4時限:14:40-16:10 5時限:16:20-17:50 6時限:18:00-19:30

Table with columns: 曜日 (Day), 時限 (Period), 開講コード (Course Code), 科目名称 (Course Name), 担当学年 (Year), 教員氏名 (Instructor Name), 科目分野 (Field), 教室・集中日 (Classroom/Day). The table lists various courses such as 'ワークショップ(ミュージック・パフォーマンス)', 'アート・マネジメント', '映像メディア基礎', etc., along with their respective instructors and classroom locations.

曜日	時間	履修コード	科目名称	配当学年	教員氏名	科目分野	教室・集中日種
金	3	10252038	英語 I ⑨(情報)	1	八木 慶太郎	異文化理解力	C222教室
金	3	10034a12	選択英語 I m	1	マイケル コーマック	異文化理解力	C420教室
金	3~4	10111205	日本語 I ①(芸情)(3・4限連続)	1	中野 てい子	異文化理解力	E324教室
金	3	10080a01	都市と建築	1	松本 泰生	現代の諸相	E110教室
金	3	30016001	人間と色彩	1	櫻村 雅章	学部共通	東オーデトリウム(E130)
金	3	30025001	音楽療法演習	1	稲葉 ナカ	学部共通	C525教室
金	4	10010a04	基礎就業力養成ゼミナールB	1・2	磯上 芳光	人間基礎力	N310教室
金	4	10252007	英語 I ③(情報)	1	宍戸 カール	異文化理解力	C522教室
金	4	10252039	英語 I ⑩(情報)	1	八木 慶太郎	異文化理解力	C222教室
金	4	10058a01	演劇と舞台芸術	1	平 辰彦	人間と文化	N110教室
金	4	10593a01	現代の諸相特演(都市と建築)	1	松本 泰生	現代の諸相	E110教室
金	4	30009001	ホビュラー音楽史	1	秋山 公良	学部共通	北オーデトリウム(N130)
金	4	30002002	音楽基礎論	1	斎藤 弘美	学部共通	C330教室
金	5	10077001	英語圏文化論	1	伊達 雅彦	異文化理解力	E120教室
金	5	10078002	ドイツ語圏文化論②	1	林 邦彦	異文化理解力	E310教室
金	5	10113801	日本文化論A(留学生のみ)	1	平 辰彦	異文化理解力	N121教室
金	6	80001001	教職論(芸術情報学部対象)	1	菅沼 茂	教職科目	C325教室
集中	集中	80020501	特別支援教育論(芸術情報学部対象)	1	丹野 優史	教職科目	
集中	集中	30035601	感性音響学	1	田部井 賢一	学部共通	C530教室
集中	集中	50041001	コンピュータと人間	1	田部井 賢一	専門科目	C530教室

【資料 4】教育実習先一覧（中学校・高等学校）

委員会名	川越市教育委員会（埼玉県川越市郭町 1-3-1）	中学校 22 校 高等学校 1 校
学校名	埼玉県立南稜高等学校（埼玉県戸田市美女木 4-23-4）	学級数：27 生徒数：1093 人
教員数	6 2 人、（内訳）教諭 60 人、講師 1 人、養護教諭 1 人	
学校名	埼玉県立所沢西高等学校（埼玉県所沢市北野新町 2-5-11）	学級数：25 生徒数：1012 人
教員数	6 4 人、（内訳）教諭 62 人、講師 0 人、養護教諭 2 人	
学校名	埼玉県立坂戸高等学校（埼玉県坂戸市上吉田 586）	学級数：24 生徒数：1091 人
教員数	6 7 人、（内訳）教諭 65 人、講師 0 人、養護教諭 2 人、	
学校名	埼玉県立小川高等学校（埼玉県比企郡小川町大塚 1105）	学級数：15 生徒数：590 人
教員数	4 7 人、（内訳）教諭 13 人、講師 0 人、養護教諭 1 人	
学校名	埼玉県立宮代高等学校（埼玉県南埼玉郡宮代町東 611）	学級数：18 生徒数：617 人
教員数	4 2 人、（内訳）教諭 41 人、講師 0 人、養護教諭 1 人、	
学校名	川越市立川越高等学校（埼玉県川越市旭町 2-3-7）	学級数：24 生徒数：869 人
教員数	5 3 人、（内訳）教諭 52 人、講師 0 人、養護教諭 1 人	
学校名	埼玉栄高等学校（埼玉県さいたま市西区西大宮 3-11-1）	学級数：47 生徒数：2471 人
教員数	2 0 7 人、（内訳）教諭 141 人、講師 17 人、養護教諭 2 人	
学校名	西武台高等学校（埼玉県新座市中野 2-9-1）	学級数：44 生徒数：1497 人
教員数	9 8 人、（内訳）教諭 83 人、講師 9 人、養護教諭 2 人	

【資料 5】 スポーツマネジメント実習施設一覧

実習施設名	住 所	受入可能人数
コナミスポーツ株式会社	東京都品川区 4-10-1	170
株式会社 OFC(オービックシーガルス)	千葉県習志野市茜浜 3-6-3	10
株式会社埼玉ブロンコス	埼玉県所沢市西所沢 2-8-24	6
株式会社ときわスポーツ	東京都小金井市本町 2-5-5	3
NPO 法人はちぎた SC (アローレ八王子)	東京都八王子市犬目町 1717	20
株式会社千代田ビデオ	東京都千代田区北の丸公園 2-1 科学技術館 2F	2
合計		211

【資料6】

尚美学園大学

記入日	年	月	日
-----	---	---	---

## スポーツマネジメント実習評価報告書

■インターンシップ概要

実習先	社名(機関名)				
	部署				
	評価担当者	役職		氏名	

参加者	学部		学年	
	氏名			
	期間		実働	
	勤怠	欠勤( ) 遅刻( ) 早退( ) その他( )		

■下記の評価項目について該当する評価点を付けてください。

※評価項目は社会人基礎力(経済産業省が提唱)と同項目です。

優れている← A B C D E → 課題がある

①主体性	物事に進んで取り組む力	
②働きかけ力	他人に働きかけ巻き込む力	
③実行力	目的を設定し確実に行動する力	
④課題発見力	現状を分析し目的や課題を明らかにする力	
⑤計画力	課題の解決に向けたプロセスを明らかにし準備する力	
⑥創造力	新しい価値を生み出す力	
⑦発信力	自分の意見をわかりやすく伝える力	
⑧傾聴力	相手の意見を丁寧に聴く力	
⑨柔軟性	意見の違いや立場の違いを理解する力	
⑩状況把握力	自分と周囲の人々や物事との関係性を理解する力	
⑪規律性	社会のルールや人との約束を守る力	
⑫ストレスコントロール力	ストレスの発生源に対応する力	

■総合評価【優れている← A B C D E → 課題がある】・ 所見

評価	学生へのメッセージ: